

岩手県告示第104号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年2月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年1月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社薄衣建築事務所
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町町井3区116番地2
 - ウ 代表者の氏名 薄衣谷一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第40015号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月17日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年1月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 アベ塗装株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市狐禅寺字八郎沢38番地7
 - ウ 代表者の氏名 阿部誠
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第70102号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年1月20日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。